

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課 手当医療係	
許 認 可 等 名	一般受給資格者の現況届に係る継続支給の確認	
根 拠 法 令	児童手当法	
根 拠 条 項	第4条第3項	
連 絡 先	(電話 088-621-5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>児童手当法（以下「法」という。）第26条第1項の規定による届出（一般受給資格者の現況届）をした者について行う支給要件適合性の審査に関し、法第4条第3項の規定を適用する場合は、次に掲げる解釈の基準による。この基準は、平成28年度以後の年度に係る現況届の審査について適用し、平成27年度以前の年度に係る現況届の審査については、なお従前の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第4条第3項の「児童の生計を維持する程度の高い者」（以下「生計主宰者」という。）は、法第5条第1項に規定する前年の所得（1月から5月までの月分に係る支給については、前々年の所得とする。以下単に「所得」という。）の高い者とする。 現に法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の認定を受けている者（以下「受給者」という。）の所得の額が、他の養育者（児童を監護し、児童と生計を同じくする者であって、受給者以外の者をいう。以下同じ。）の所得の額より低い場合において、その所得の額の差額が200万円に満たないときは、受給者を生計主宰者とみなす。ただし、所得の高い者である他の養育者が、法第5条第1項本文の規定の適用を受ける場合（受給者が同項本文の規定の適用を受ける場合を除く。）又は法第17条第1項の表の上欄に掲げる者である場合は、この限りでない。 受給者の所得の額が他の養育者の所得の額と同額である場合は、受給者を生計主宰者とみなす。ただし、他の養育者が法第5条第1項本文の規定の適用を受けるとき（受給者が同項本文の規定の適用を受けるときを除く。）は、当該他の養育者を生計主宰者とみなす。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 4月15日設定（平成28年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 90日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成26年 4月15日設定（平成 年 月 日最終変更）